

課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学 籍 番 号	18DC1607
氏 名 (本 籍)	楊 博文 (中国)
学 位 の 種 類	博士 (学術)
報 告 番 号	甲 第 114号
学位授与年月日	2021 (令和 3) 年 3 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
論 文 題 目	中国农林碳汇交易运行机制与监管制度研究
審 査 委 員	主査 李 春利 副査 唐 燕霞 副査 金 湛 副査 高橋 五郎 副査 高 強

2021 (令和 3) 年 2 月 15 日
愛知大学大学院中国研究科

審査の結果の要旨

本学中国研究科委員会の決定に基づいて、楊博文より提出された博士の学位授与申請書及び参考文献等関係資料により、2020年10月28日に予備審査を行った。「大学院博士の学位授与に関する内規」第7条の定めにより、以下の2項目について、審査委員の意見交換を行った。

- (1) 学位申請論文の予備審査および履歴事項、研究歴、業績目録について、十分評価できるという結論に至った。
- (2) 外国語についての試問は不要であるという結論に至った。

予備審査の結果、博士学位論文の基本的要件を満たしており、学位授与申請の受理を可とし、本審査への移行を可とする。

2021年1月19日13:00から14:00まで、名古屋校舎本館M406教室で、楊博文と学位申請論文の本審査にかかわる口頭試問を行った。

まず、楊より、学位申請論文の趣旨や問題意識、理論的枠組みと研究方法、及び論文の学術的貢献などについて説明がなされた。次に、審査委員による口頭試問に移り、すべての質問に対し、楊より明快な回答や説明がなされ、それらの答弁は概ね審査委員を納得させるものであった。

口頭試問終了後、引き続き審査委員会において議論した結果、以下の結論に至った。

楊博文の学位申請論文「中国农林碳汇交易运行机制与监管制度研究」(*Research on China's Operational Mechanism and Regulatory System of Carbon Sink Trading in Agriculture Forestry*)は、中国の農林業におけるCO₂吸収量の取引メカニズムとモニタリングシステムに焦点を当てた研究である。CO₂吸収源とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスなどを大気中から取り除くような働きをするもののことを指しており、国連気候変動枠組条約や京都議定書などでは、吸収源活動として新規植林や再植林など森林の造成について7つの分野を具体的に定めている。

本論文は独自に提起した「弱市場機制」(弱市場メカニズム)という鍵概念を、初めて中国の農林業におけるCO₂吸収量の取引メカニズムとモニタリングシステムの制度設計の領域に導入し、コースの取引費用論や所有権理論、ノースの制度変化の理論など新制度学派経済学をベースにした従来の理論的枠組みを補完する形で、独自の分析の枠組みを構築している。さらに、「弱市場メカニズム」を前提として、制度設計の有効性とモニタリングの必要性が強調され、それは理論研究と政策研究、及び現状分析との間にある種の綱渡しのような役割を果たしている。

本論文は「第一章 序論」で問題意識や研究の意義、研究方法などについて概観したうえで、「第二章 中国農林業におけるCO₂吸収量取引の基本問題」では、関連の基本概念とCO₂吸収量取引の概要、主要な政策と運用のメカニズムなどについて検討されている。「第三章 “弱市場メカニズム”に基づいた吸収量取引とモニタリングに関する理論的枠組みの構築」では、前述の弱市場メカニズムの分析概念に加えて、新制度学派経済学に基づいたモニタリングの基本原則及び制度設計の規範的要因を解明し、それらに照り合わせて中国のCO₂吸収量取引とモニタリングに関する制度設計の現状と困惑を分析し、さらに、改善策が提案されている。

以上のような理論的な検討を踏まえて、「第四章 “弱市場メカニズム”に基づいた吸収量取引とモニタリングの基本原則」では、権利と責任対等の原則や情報公開と透明性の原則など4つの基本原則を明らかにしたうえで、「第五章 中国農林業におけるCO₂吸収量取引に関する制度設計の有効性とその規範的要因」では、CO₂吸収源としての林地所有権の明確化、権利移動した場合の所有権と請負権、経営権といった「三権分置」の原則に基づく行政手続きの制度化、及びそれに伴う法的責任の帰属などをめぐって詳しく検討されている。

「第六章 “弱市場メカニズム”における吸収量取引とモニタリングに関する制度設計の現状と困惑」では、国連気候変動枠組条約や京都議定書、パリ協定などの国際条約では CO2 吸収量取引に関連する諸規定が存在しているが、その実施に当たっては各締約国の国内法との整合性が問題になり、中国では『森林法』『物権法』など関連の国内法には関連条項が詳しく定められていないため、強制力を伴った制度設計や実施が難しくなっていると指摘されている。さらに、「第七章 中国農林業における CO2 吸収量取引に関する制度設計の改善策」では、法整備による林地所有権の明確化と、排出権取引と同様レベルの吸収量取引の規範化、及び中国特有の貧困対策としての CO2 吸収量取引（生態扶貧）の必要性などについて強調されている。

「第八章 結論と政策提案」では、コースの社会的費用論をベースにした所有権理論やノースの制度変化の理論などの視点から CO2 吸収量取引に関する制度設計の有効性について、「弱市場メカニズム」という中国独自の文脈と現状から再検討し、さらに、具体的な政策提案もなされている。

楊論文の評価すべき点については、主に次の2点が挙げられる。

(1) 本論文の学術的貢献は、「弱市場メカニズム」という独自の分析概念を開発し、独自の分析の枠組みを構築しており、しかも新制度学派経済学を中心とした従来の理論的枠組みと整合性もっていることが挙げられる。そうした明瞭な理論的枠組みに基づいて、中国の農林業における CO2 吸収量取引の諸問題を体系的に分析しており、論理一貫性と一定の独創性が認められる。

(2) 本論文は法経済学のジャンルに入る研究であり、著者は法学の出身であるが、研究課題を解明するために、積極的に農業経済学や新制度学派経済学、環境経済学など経済学の分析手法を導入し、また、研究方法も社会経済統計分析やゲーム理論の分析手法などを取り入れている。先行研究のサーベイや参考文献なども適切であり、比較的完成度の高い学位請求論文といえる。

以上のような評価すべきところがあると同時に、楊論文に不足しているものとして、以下の2点が指摘できる。

(1) 本論文では、「弱市場メカニズム」を前提として CO2 吸収量取引の市場メカニズムの未熟さと機能不全といった観点からモニタリングの必要性が強調されるあまり、政府による規制強化と過度の介入を正当化している傾向が感じられる。政府による過度の保護と規制はかえって市場育成の遅れと競争力の低下を招き、いわゆる「幼稚産業保護論」の限界と人工市場の持続不可能といった当初の制度設計の目的と相反した結果を招く可能性がある。現実問題として法整備や条例化などを進める際には、政府の行動規範や資源配分の効率性といった視点の導入も必要不可欠である。

(2) 本論文では、政策研究の部分で基本原則や規範的要因など原理原則的な分析やアプローチが比較的が多かったが、研究方法としては、現地実態調査に基づいた事例研究やモデルになるような実践例の経験と教訓に関する比較分析がより有効であり、生産的なのではないかと思われる。現場と現実に立脚した政策提言や体系的な政策の立案に参考になる可能性が高いため、今後の研究の進化と一層の努力が期待される場所である。

以上を踏まえて、審査委員会において、本論文が完成度の高い学位請求論文として、全員一致で愛知大学大学院の博士学位論文諸規定に定められた諸要件を満たしているという結論に至った。

以上